

2020年3月10日

3月9日、クロアチア市民保護本部は、感染症の発生を抑止し、コロナウイルス（SARS-CoV2）の拡散に対する監視を強化すべく、次の措置を発表しました。

10日、同本部は、イタリア政府がイタリア全土に移動制限措置を取ったことから、隔離施設における隔離の対象に関し、イタリアの一部の地域からの渡航者をイタリア全土からの渡航者に変更しました。本日の変更により、措置の内容は次のとおりになります。

1 次の国・地域からクロアチアへ入国する全ての外国人は、14日間、隔離施設において隔離する。

- (1) 中国：湖北省、武漢市を含む
- (2) イタリア
- (3) ドイツ：ノルトライン・ヴェストファーレン州ハインスベルク郡
- (4) 韓国：大邱、チョンド郡
- (5) イラン

2 次の国・地域からクロアチアへ入国する全てのクロアチア人及び外国人は、14日間、自主隔離の義務を負う。

- (1) 中国：上記1以外の地域
- (2) 韓国：上記1以外の地域
- (3) 香港
- (4) 日本
- (5) シンガポール

3 全ての国民に対し、新型コロナウイルスの感染がみられる全ての国・地域への不要不急の渡航の延期を検討するよう勧告する。

※ 2の自主隔離について、10日時点、自主隔離の対象は、日本等からクロアチアに入国する全てのクロアチア人及び外国人とされており、長期滞在者と短期滞在者は区別されていません。これに従いますと、旅行や商用でクロアチアを訪れる短期滞在者も自主隔離の対象になります。当館では、引き続き情報収集に努めておりますところ、新たな事実が判明次第、領事メールや当館ホームページにてお知らせします。